

The Collapse of the Commodity-exchange in Soviet-Russia [1]

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Kajikawa, Shinichi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00001047

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



商品交換の崩壊・ソヴィエト社会主義の 一つの試みの歴史（その1）

梶 川 伸 一

1) 問題の所在

筆者は既に21年3月の10回ロシア共産党大会（以下断わりなしに党とはロシア共産党を指す）で採択された割当徴発から現物税への移行に関する決議の意義について触れてきた。⁽¹⁾

ここで導入された現物税＝商品交換体制とは、直接的社会主義経済の確立を目指した「戦時共産主義」に基づく構想であった。しかし、現物税の導入に伴い認可された自由取引が、農村自由市場を産みだしただけでなく、ソヴィエト経済全体が商品＝貨幣経済と市場関係に巻き込まれ、21年末までに新しい経済体制＝ネップが確立する。そしてこれは、同時に貨幣無し生産物交換への過渡的措置として採られた商品交換制度が崩壊した過程でもあった。

しかしソヴィエト史学では、この21年に於ける商品交換制度の問題は不当に軽視されてきた。とは言え、60年代に行われたネップ論争の中で、幾つか優れた指摘があることにも触れなければ公平を欠くであろう。

例えば、A. A. マチューギンは21年のネップへの移行を、1) 割当徴発から現物への交替（21年春）、2) 社会主義企業の経済計算に基づく運営と中小企業の資本主義的要素の容認（21年夏）、3) 貨幣無し交換から自由商業への移行（21年末）、として段階的に捉えた。⁽²⁾ その中でも特に注目すべきは、食糧税の導入は予め計画されたのではなく、余儀なくされたものであること、商品交換の失敗により21年末に全国的規模での商業路線を採用したことを指摘した A. И. フェドートフと Д. Н. ヴァトゥーリン論文である。⁽³⁾

しかし多くのソヴィエト研究者は20年末に、即ち「戦時共産主義」の下で構想され、21年春に実現された貨幣無し交換への移行措置としての商品交換の役割を誤認してきた。Э. Б. ゲンキナは21年5月の10回党協議会で商業のあらゆる制限が廃止されたとする。⁽⁴⁾ この過ちは、自由取引と同時に実施された商品交換制度を看過していることに起因する。また И. В. ペールヒンは「戦時共産主義」期に自然発生的に生じた物々交換とレーニンが構想した過渡期の経済政策としての商品交換を混同している。⁽⁵⁾ 3. アトラスは21年春に商品交換が持っていた意義を無視し、社会主義的商品交換と商業の結合はネップへの激しい転換を緩和する独特の措置であり、貨幣関係の混乱と現物経済の下で余儀なくされた措置であるとして、商品交換の持つ過渡的役割を見逃している。⁽⁶⁾

これ以後、過渡期経済の研究は僅かの例外を除き、殆ど成果がなかったと言ってよい。これら研究態度の基本は、ネップこそがありうべきソヴィエト経済であり、党の経済政策に沿った路線であるとの認識である。この中では当然にも21年春に構想された商品交換の意義は過小評価されざるを得ない。何故なら、商品交換の失敗はネップの構想と現実の乖離を、更には、後述するように、党の経済構想が「下からの」運動により崩れたことを意味するからである。

ソヴィエト社会主義経済での20年代のネップの成功は、この経済政策こそが予め計画された党の路線であるとの「神話」を創り出した。これに基づく研究方法は、それ以前の経済政策、「戦時共産主義」とネップとの対比概念の導入であり、それは二つの経済政策を結び付ける商品交換の誤認、⁽⁸⁾または等閑視となって現れた。

それが具体的にどのようなものであったのかを、実例を挙げて示すのも無駄ではないであろう。

現物税の導入とそれに伴う自由取引、そして商品交換の制度化に重要な役割を果たした B. П. ミリューチンは1929年に出版された農業政策に関する著作で次のように説明している。

この同じ決議 [10党大会の現物税に関する決議＝引用者] で、商品交換が認められた。実際、それは限定的範囲で認められた。当該の条令は次のように述べている。

「税完納後農民に残る食糧、原料、飼料の総ての貯蔵は農民の完全な管轄となり、自分の経営の改善と強化のため、農産物と工場、^{クスターリ}家内工業製品との交換のため利用することが出来る。交換は地方的経済取引の範囲で認められる」 [引用 1 とする]

だが既に2カ月後、我々はこの後者の決定を著しく拡大し、全連邦的規模で交換を認めなければならなかった。21年5月に召集されたロシア共産党全ロシア協議会は経済政策に関する決議で指令した。

「新経済政策の基本的梃子として商品交換を認める。資本主義から社会主義への移行期にプロレタリアと農民との正しい相互関係、これら双方の階級の経済同盟の充分安定した形態の創出は、工業と農業との系統的商品交換または生産物交換無しでは不可能である。とりわけ、商品交換の実現は農民播種の拡大への刺戟として、農民農業の改善への刺戟として必要である。地方の進取の気性と独立心を是非とも全面的に支持し、発展させねばならない」 [引用 2]

そのように、商品交換は以前の国家供給の地位に据えられた。これは疑いもなく農村に関する経済政策の根本的修正であり、それは正に小生産者の利益を充すことに向けられた。商品交換を認め、ソヴィエト権力と共産党は小生産者農民に生産拡大への刺戟を創り出した。食糧税は時間と共に変形され、当然にも、自分の余剰を管理することで、農民にとって、蓄積し、自分の経営を再編し、自然、物理的条件が許すだけ一般にそれを拡大する可能性が与えられた。そのように同志レーニンは有名な小冊子、「食料税について」で我が農業政策の転

換の基本的任務を定式化した。

「結局、農民の生産力の向上に向けての即座の真剣な措置が第一に必要である。食糧政策の重大な変更無しにこれを為すことは不可能である。そのような変更は割当徴発から食糧税への交替であり、税支払い後の、少なくとも地方的経済取引での自由商業と結び付いた」と彼は述べた。⁽⁹⁾〔引用3〕

以上ミリューチンの著作から敢えて長々と引用したのは、この中にネップ成立に関する謬見、ないしは誤認が端的に表されているからである。それは現物税と共に導入された自由取引と、国家により制度化された商品交換との混同である。

先ずこのようなものが生ずるそもその原因は、「商品交換 **товарообмен**」なるタームが、1) 一般的な商品取引、2) 理念としての貨幣無し生産物取引への過渡的措置の交換形態、3) 具体的に「戦時共産主義」期にも存続し21年に改めて制度化された制度、を意味するからである。既に「戦時共産主義」の中で、2) と3) は殆ど区別なく用いられていたので、実際にレーニンもそのような位置づけで商品交換を想定していたので、ここでは区別しないこととする。

これを前提としてミリューチンの引用文を分析する。引用1は、21年3月の10回ロシア共産党大会の決議、また3月21日付全ロシア中央執行委員会布告である（これに関しては両者に異同はない）。ここでの交換とは自由交換＝取引を指していることは明らかである。しかしミリューチンの誤解も無理からぬところがあり、布告第9条「税完納後に残った余剰を国家に引き渡すことを求める農民に、これら自発的に引き渡された余剰と交換で、大衆消費財と農業用具が与えられねばならない。このため国内生産物、並びに外国から購入された生産物から農業用具と大衆消費財の国家貯蔵が創り出される⁽¹⁰⁾」の中で言及されている「交換」とは商品交換を指していることは、後段の文脈から明らかである。ここでの混乱は、用語法の問題は別にしても、春の畑作業の開始までに現物税と地方取引に関する布告を急ぎ農民に公表する必要があったため、商品交換がまだ制度化される以前に、不十分な形で商品交換の概念を現物税の布告に盛り込まなければならなかったことに起因した。このように当時は、「交換」が自由取引の意味でも、商品交換の意味でも用いられたため⁽¹¹⁾、文脈や状況を考慮しないと誤読する恐れが充分にある。

引用2は、21年5月の10党協議会の経済政策に関する決議である。⁽¹²⁾ここでの商品交換とは、明らかに制度化された商品交換を指している。そしてこの時期には、商品交換が社会主義への移行措置として重要な役割が期待されていたことが確認される。従って、引用2を援用して、ミリューチンが地方的取引の規模を著しく拡大したとするのは、全く誤りである。

引用3は、現物取引の導入の直後に出された小冊子「食料税について」からである。ここでの交換は自由交換を指しているのは明らかであるが、当時の構想で注意すべき点を指摘しておこう。

割当徴発を現物税に替えることの本質として、レーニンはこの小冊子の中で「共産主義一般からブルジョワ体制一般への移行」と言う見解を誤りとしている⁽¹³⁾。レーニンは、地方的と限定しての自由交換が資本主義の復活であることを充分認めた上で、プロレタリア独裁の政治体制と国家資本主義を結び付けようとした。「理論的並びに実践的問題は次のことにある。避けられない資本主義の発展を（一定程度、一定期間）国家資本主義の軌道に向け、このための条件を整え、近い将来の国家資本主義を社会主義に転化するのを保証するための正しい方法を見いだすことである」⁽¹⁴⁾。即ち、地方的自由交換＝国家資本主義が社会主義に転化されねばならなかった。そしてそれを結び付ける環としての商品交換に関しては具体的に論述されなかったが、そのプランを見ればレーニンの現物税構想の根幹に商品交換が置かれていたのは明白である。「割当徴発（余剰の徴発）から商品交換への移行、「戦時共産主義」vs 正しい経済関係」が税の一般的意義とされているのだから⁽¹⁵⁾。

以上、ミリューチンの叙述に関して、敷衍しながらも冗語を重ねたのは、この時期に「交換」なる概念が非常に混乱していたこと（丁度、戦時共産主義の残滓とネップの先駆が混在していたように）、そしていつの間にか、この中から商品交換の構想が抜け落ちたことを強調したいがために外ならない。

このように、商品交換は21年春の経済政策の変更後まもなくは過渡期の経済措置として重要な役割を課せられていたが、ネップとの展開と共に、換言すれば、その後のソ連経済に於ける商品＝貨幣関係の発展と共に無視されるようになった。同時に、それはネップこそが過渡期の正しい政策であったとする認識、20年代以降のソ連型社会主義が唯一の正しい選択として正当化する理論の構築であった。

しかしソ連の優れた歴史家の一人 В. П. Даниэроフの、「歴史家は現実に存在したヴァリエントだけでなく、それとは別に現実に構想されたが、実現されなかったヴァリエントの分析と評価をも要求されている」⁽¹⁶⁾との指摘を借りるまでもなく、21年春－夏の商品交換の構想がいかにして崩壊したかは、その後のソ連経済の発展にとって決定的意義を持つことになる。

本稿では、21年春の構想の根幹をなす商品交換が崩壊する過程を考察し、併せて現物税導入後のソヴィエト農村に於ける市場関係の発展を見ようとするものである。

(1) 梶川伸一「現物税について」、『史林』62巻4号1979年、参照。

(2) Матюгин А. А. О хронологических рамках перехода от (военного коммунизма) к новой экономической политике. (Вопросы истории КПСС), 1967, № 3, 70.

(3) Федотов А. И., Ватулин Д. Н. К вопросу о продналоге и продналоговой политике партии. (Вопросы истории КПСС), 1967, № 5.

(4) Генкина Э. Б. К вопросу о ленинском обосновании новой экономической политики. (Вопросы истории КПСС), 1967, № 1, 62–63.

- (5) Берхин И. Б. Некоторые вопросы историографии новой экономической политики в СССР. (Вопросы СССР), 1961, № 3.
- (6) Атлас З. Из истории развития товарообмена между городом и деревней 1918–1921 гг., (Вопросы экономики), 1970, № 9.
- (7) その中でも論文集, Исторический опыт КПСС в осуществлении новой экономической политики. М., 1972. は全体として高い水準にあり, 特に Кузьмн Н. Ф. Экономическая политика партии в первые годы советской власти. は生産物交換と21年の商品交換との関連を正しく捉えている。
- (8) これについては, 梶川伸一「ロシア革命直後の食料政策」, 『史林』66巻2号, 1983年参照。
- (9) Милютин В. П. Аграрная политика. М., 1929, 160–61.
- (10) СУ, 1921. № 26, ст. 147.
- (11) 例えば, 21年3月24日の食糧人民委員部参与会で検討された「交換に関する条例」は明らかに商品交換を内容としていた(『Продовольственная газета』, 以下(ПГ)) 26 марта 1921.)。
- (12) Протоколы десятой всероссийской конференции РКП (б). М., 1933, 92. (以下 x кон.)
- (13) Ленин В. И. Полн. Собр. Соч., т. 43, 219.
- (14) Там же, 222–23.
- (15) Там же, 379.
- (16) Данилов В. П. Феномен первых пятилеток. (Горизонт), 1988, № 5, 29.

2) 商品交換による調達

ロシア革命後の最大の懸案の一つは食糧問題であった。⁽¹⁾ 1918年に貧農委員会による農村での穀物徴収の試みが失敗に終わり, 内戦が深刻さを増す19年1月11日に割当徴発に関する布告が出された。⁽²⁾ 割当徴発とは, 農民経営の穀物余剰でなく, 国家の消費量に基づき農民からの穀物貯蔵, 消費基準に応じて割り当てる穀物調達方法である。また割当徴発の実験的試みをトゥーラ, ヴィヤトカ県で実施していた食糧活動家 А. Г. Шюрифчуелはそれを「郷スホードで各郷の総ての村の代表との契約による各々の郷への穀物賦課の具体的割当の方法」と呼んだ。⁽³⁾ そして割当徴発実施の際に, 食糧人民委員部(以下 НКП) 条例により, 村団に対する連帯保証制が導入された。⁽⁴⁾

「戦時共産主義」の深化と共に, 割当徴発による調達量は増加した。18/19年度の1億790万から19/20年度は2億1240万プード(シベリアを含む)にまで増加した。⁽⁵⁾ シベリアの分を除いても20%以上の増加である。大戦とそれに続く内戦の中で, ソ連全体の穀物総収穫は16/17年度の34億7000万余から20/21年度には20億8000万プードにまで大幅に減少したので,⁽⁶⁾ 農民への割当徴発の負担は当然にも重く申し掛かることになる。⁽⁷⁾

このような割当徴発への農民の反応は, 第一に農業生産の縮少であった。20年の全播種面積は前年のほぼ3分の2にまでなった。⁽⁸⁾ 収穫率もシベリアを除き, 1920年まで低下し続け, 戦前を大きく下回り, 秋蒔ライ麦の1プード当たりの収穫率は, ロシア共和国1909–13年平均の38.2プードから20年には29プードまでに低下した。⁽⁹⁾ 第二に, 農民反乱として農民の不満が顕在化し

たことは言うまでもない。

以上の危機的状況に対して採られた「緊急措置」⁽¹⁰⁾が現物税布告であった。

21年3月28日布告で、ウクライナとトルケスタンを除くロシア共和国の21/22年度の穀物現物税が定められた。その量は、20/21年度の穀物割当徴発予定量4億2300万に替わり、平均収穫で2億4000万プードを超えないとされた。馬鈴薯については、同じく1億1200万から6000万プードに縮小された。⁽¹¹⁾従ってこの不足分⁽¹²⁾を国家商品交換により調達しなければならなかった。ウクライナとトルケスタンを除く国家商品交換の調達予定量は当初、穀物1億5000万、馬鈴薯3700万、搾油用種子1000万プード、その他で、HKПの計算に依ればこれらの総額は概算ではほぼ3億戦前金リーブリと算定された。⁽¹³⁾

実際には、商品交換による調達は惨憺たる結果に終わった。

21年8月15日までにツェントロ=ソユーズ（全ロシア消費組合中央連合、以下消費中央）が国家商品交換制で調達すべき穀物調達予定量3200万プードに対し、達成量は僅か358万プード余で、11.2%の達成率しかなかった。⁽¹⁴⁾また10月までの達成量を見れば、特に収穫以前の穀物の調達は悪く、8月までで僅か14.1%、9月が異常に多く57.3%、10月が28.6%であった。⁽¹⁵⁾戦前の月別の穀物の国内市場への出荷比は、8月までが43.7%、9月が29.8%、10月が26.8%であった⁽¹⁶⁾とことと比較すればこの異常さがはっきりする。要するに、収穫後の食糧カムパニアで、商品交換の調達がようやく増加したことを、これら数字が物語っている。

地方からの報告でも商品交換による調達は僅かであり、8月末までにヴォログダ県では、穀物2万プード余りが調達され⁽¹⁷⁾、ヴォロネジ県では、ライ麦1万5212プードと馬鈴薯7万プード、その他が調達され⁽¹⁸⁾、ペンザ県ではライ麦1451プード、麦粉125プード、馬鈴薯110プードしか調達されず⁽¹⁹⁾、10月1日になってもアルハンゲリスク県では穀物=飼料1400プード、馬鈴薯119プード⁽²⁰⁾、イヴァノヴォ=ヴォズネセンスク県ではライ麦105、オート麦137プードの調達しかなかった。⁽²¹⁾

21年12月末の11回党協議会で、協同組合指導者 JI. ヒンチュークは6-7月は僅か1万4000プードの穀物しか調達できず、その後の順調な活動の中でも11月20日までに調達量は僅か700万プードしかなく、商品交換について「我々が是非とも実施しなければならなかった商品交換はなかった、と言わねばならない」と総括した。⁽²²⁾

食糧税実施1年目の農産物調達は、未曾有の飢饉に見舞れ、ライ麦単位で2億7000万プードと定められた穀物税は、最終的には1億3800万プードにまで縮小され⁽²³⁾、穀物税の納入期限は21年12月15日と定められていたが⁽²⁵⁾、22年1-2月にも税の徴収は集中的に行われ、22年3月15日まで延長された。⁽²⁶⁾こうしてようやく、24年の資料に依れば、ウクライナ、トルケスタン、クリミアを除き、食糧税、種子貸付返済、製粉税、商品交換を含めて1億5315万プード余が調達された。⁽²⁷⁾このうち商品交換による穀物調達は、865万5000プードしかなく、製粉税からの調達さえも下回った。⁽²⁸⁾これは商品交換による穀物調達予定量の僅か27%に過ぎず、20/21年度の割当

徴発がヨーロッパ=ロシアの消費県で48.7%、生産県で70.0%達成された数字と比較しても驚くべき低さであった。⁽²⁹⁾

特に国家商品交換に比べて協同組合商品交換は更に厳しく、21年11月20までに前者により700万プードの穀物=飼料が調達されたのに対し、後者では僅か96万プード弱しか調達されなかった。⁽³⁰⁾

これら調達量のうち地域的には辺境地が多く、10月までに国家が確保した穀物500万プードのうち、ヨーロッパ=ロシアが200万プード、残り300万プードはシベリアとトルケスタンからであった。⁽³¹⁾ヨーロッパ=ロシアの飢饉の影響は当然で、穀物調達予定量の1/4を占める飢饉県での達成率は15%に過ぎなかったが、むしろ計画の半分を達成しなければならなかったシベリアとカフカースが予定量の1/6しか達成できなかったことが決定的であった。⁽³²⁾

商品交換による農産物調達で、唯一成果がみられたのは馬鈴薯調達であった。ヒンチュークは「商品交換は、我々が春に活動に着手したその瞬間から、一連の諸県で既に生命の無いものであった。…我々が為すことが出来た唯一のことは、100万プードの馬鈴薯を調達したことであった」と評した。⁽³³⁾馬鈴薯カンパニアの進展について見てみよう。

春の種薯カンパニアは次のようになされた。HKП と消費中央の一般契約の締結（21年5月26日）までに HKП が消費中央に50万プードの種薯調達を委託する問題の交渉は大幅に遅れて始められ、ようやく5月初めに最終的に解決された。県ソユーズ（連合）に直ちに電報が発せられた。地方では、多くの食糧委員会は既に商品交換による種薯調達について HKП から一般的任務が与えられていたので、この新たな指令は食糧組織に一種の困惑をもたらした。更にここでの最も大きな問題は、地方でのフォンドの形成と交換率の確定であった。県食糧委と県ソユーズは既に調達を実施しなければならない時期に、交換率について論争し、時間を費やしていた。例えば、オリョール県では初めは地方市場価格に準じて、馬鈴薯1プードに対し織物2アルシンの交換率が定められたが、後に地方権力は2アルシンを11ヴェルシヨク [1ヴェルシヨク=1/16アルシン] に変更したが、それはカンパニアが進行していた5月19日のことであった。同様なことが、ヤロ斯拉ヴリ、スモレンクス県でも起った。幾つかの県では、商品フォンドの発送が遅れたので、一時地方では急激な調達用の貨幣不足が生じた。それでも6月までに種薯カンパニアは終了し、様々な困難にも拘わらず、6月4日現在、計画の98.7%が遂行された。⁽³⁴⁾

秋の馬鈴薯カンパニアは、飢饉の下では、穀物に替わる食糧の確保として更に重要な意義を持っていた。このため食糧、交通人民委員部、消費中央によりカンパニアの準備作業が行われ、トゥーラ、オリョール、クルスク、ゴメリ、スモレンクス、ミンクス、トヴェリ、プスコフ県に専らモスクワ、ベトログラード、イヴァノヴォ=ヴォズネセンスク、クロンシュタットへの600万プードの馬鈴薯の送付が8月に指令された。⁽³⁵⁾

「馬鈴薯帝国 царство」とも言われ、春の種薯カンパニアでは唯一計画を100%以上達成し

たヤロスラヴリ県でのカムパニアを例に採ろう。

ヤロスラヴリ県ソユーズはモスクワ・ラブコープ（労働者協同組合）のために190万プードの馬鈴薯を納入することに着手した。契約によるこの量を、馬鈴薯地区の協同組合が遂行した。馬鈴薯を注文した組織は、商品、貨幣を動員した。馬鈴薯の納入が期待されたが、既に9月初めに県ソユーズへの文字通りの封鎖 *осада* が始まった。馬鈴薯の納入はなかった。ロストフ郡では、農民は収穫の刈入れに従事し、ようやく9月15日に収穫が完了し、農民による馬鈴薯の輸送が期待されるようになった。馬鈴薯は初めゆっくりと入ってきた。農民は1プード1万ルーブリの確定価格の安定を「手探りしている」印象を受けた。納入所にやってきて、商品の値段を尋ね、少しづつ運んでいた。9月26日の消費中央理事会での報告では、ロストフ地区では、食糧税の完納まで、農民による馬鈴薯の販売禁止令が現地の郡食糧委員により出され、全体として農民は紙幣に関心があり、商品が少ないため、商品より紙幣を好んでいることが指摘された。⁽³⁶⁾

同県では、協同組合はライヴアルの出現で活動が一層困難になっていた。より高い交換率で馬鈴薯を調達している県農工業局 *губсельпром* との競合のため、馬鈴薯の納入が僅かになってしまった。県ソユーズにより、馬鈴薯1プードに対し1万ルーブリの交換率が定められていたが、県農工業局は9月2日付回状で、自分の工場（ヤロスラヴリ県で約50）に配達される馬鈴薯1プードに対し、2フントのシロップ *патока* または、1フントのランドリン *ландрин*（果汁菓子 *монпансье*）と交換する命令を出した。それはシロップとランドリンの地方市場価格に換算し、馬鈴薯1プード2-2.2万ルーブリ（2.5万ルーブリ）を意味した。この命令のはば1週間後、交換率委員会は県農工業局に1プード1万ルーブリの価格を保持する必要と、これに応じてシロップ1フントまたは、ランドリン半フントを引き渡すよう指示した。新しい命令は、多くの地方で貨幣で1万ルーブリとシロップ1フント、またはランドリン半フントを支払うと理解された。事態は9月23日まで進んだ。この時期までに、あらゆる措置は使い尽くされ、非常措置の必要が生じた。県経済会議は県農工業局を、交換率の失敗 *срыв* の廉で革命裁判所へ引渡すよう命じた。⁽³⁷⁾「馬鈴薯帝国」の調達さえ厳しい状況であった。

秋の馬鈴薯カムパニアは全土でも危機的様相を帯びてきた。9月初め、人民委員会議は飢饉の増加と馬鈴薯の豊作に鑑み、馬鈴薯の徴税を強化するため、ライ麦との交換率をライ麦1プードに対し従来の馬鈴薯4プードから6プードに引き上げた。⁽³⁸⁾9月14日、レーニンと НКП 代理 Н.П. ブリュハーノフの名で、通常より寒気の訪れが早いとの予測に立ち、馬鈴薯の徴収を10月20日までにするると共に、馬鈴薯の早期徴収を緊急任務 *боевая задача* とすることを宣言した。⁽³⁹⁾ベロルシアでは、発駅、埠頭に隣接する地区の半径25ヴェルスタ以内の生産者自身による荷馬車輸送の村落毎の計画が作成され、緊急体制で *в порядке боевого приказа* 馬鈴薯の配達が図られた。⁽⁴⁰⁾コストロマ県では、馬鈴薯カムパニア計画が作成され、9月17日に緊急体制による実施に向けて、県食糧委によりそれが発送された。しかしここでは、輸送手段の欠如のた

め、駅または埠頭から50ヴェルスタ以上の地方からの輸送は不可能であった。そのため、調達所から駅または埠頭までの馬鈴薯の荷馬車輸送に対し、プード=ヴェルスタ当り150ルーブリが支払われることになったが、貨幣不足のため、それは市場価格による石油、工業製品（塩を除く）で決済された。⁽⁴¹⁾

馬鈴薯の秋カムパニアは、9月1日に宣言され、ようやく10月後半に開始されたにも拘らず、予定通り10月20-25日に完了し、寒気の訪れ以前にもモスクワや飢饉県にも送られた。調達量は連日のカムパニアの強化のためもあり、前年度の割当徴発量とほぼ同じく約3867万プードであった。更に、前年度は寒気の訪れた10月末から11月初めに集中的に納入されたが、今年度はそれよりほぼ1カ月以前に納入されたために、「カムパニアの結果はこの3年間で、量的のみならず初めて満足すべきものであった。総ての馬鈴薯が、寒気で痛んだりせず、良質で消費者に届けられた」と評された。⁽⁴²⁾しかしこのように評価された馬鈴薯調達カムパニアの結果と言え、調達量の93.2%が現物税による徴収であった。⁽⁴³⁾ここでも商品交換は調達手段としては無力であった。

このようにして、商品交換は実質的に完全な失敗に終わった。これを失敗に終わらせた状況こそが、「下から」ネップ体制を創り出した要因であり、20年代のソヴィエト農村の基本的趨勢であった。以下、それを検討しよう。

- (1) 革命直後の食糧問題については梶川伸一、「十月革命と穀物価格」、『史林』、67巻5号1984年、参照。
- (2) ДСВ. т. IV, 292-94.
- (3) Шлихтер А. Г. Аграрный вопрос и продовольственная политика в первые годы советской власти. М., 1975, 416.
- (4) СУ, 1919, № 1, ст. 11. この結果、当然にも割当徴発実施は村団に課せられ、各世帯への割当徴発負担がソヴィエト権力が想定していた階級原理でなく、共同体原理=頭割りにされ、下層農民の負担率が大きくなった場合もあった (Кабанов Б. Б. Крестьянское хозяйство в условиях "военного коммунизма", М., 1988, 177-79.)。
- (5) Струмилин С. (Народное хозяйство), 1921, № 5, 19. (以下〈НХ〉)
- (6) Сборник статистических сведений по Союзу С.С.Р. 1918-1923, М., 1924, 430. (以下 СССР)
- (7) 革命前の16/17年度の欧露農民の穀物調達の負担率平均13.1%が20/21年度には23.2%にまで著しく上昇し、特に生産地帯で大きな負担があった (Кабанов Б. Б. Указ. соч., 182.)。
- (8) Девятой всероссийский съезд советов; стенографический отчет. М., 1922, 98. (以下 IX съезд советов.)
- (9) СССР. 128.
- (10) Амбарцумов Е. А. Анализ В. И. Лениным причин кризиса 1921г. и путей выхода него. (Вопросы истории), 1984, № 4, 1984, 24.
- (11) СУ, 1921, № 26, ст. 148.
- (12) 国家が穀物調達を必要とするのは、基本的には赤軍と都市住民への食糧供給のためであるが、次第にこの数が縮小されることについては後述する。
- (13) (Союз потребителей), 1921, № 8-9, 3. (以下〈СП〉)

- (14) Ширман М. (НХ), 1921, № 11-12, 197-98. これについては、穀物=飼料の調達が予定されていた28県のうち、11県は飢饉で予定量250万ブードのうち4.7万ブードが遂行されただけであった。シベリアとカフカースでは、予定量3700万ブードのうち114万ブード、その他の諸県では同じく250万ブードのうち100万ブードが遂行された、との数字もある（《Экономическая жизнь》, 7 октября 1921.）。
- (15) Натансон Гр. (СП), № 22, 1921, 8.
- (16) Вайнштейн А. Л. Хлебные цены и хлебный рынок. М., 1925, 18.
- (17) (ПГ), 1 октября 1921.
- (18) (ПГ), 22 октября 1921.
- (19) (ПГ), 25 октября 1921.
- (20) (ПГ), 1 ноября 1921.
- (21) (ПГ), 25 октября 1921.
- (22) Всероссийская конференция РКП (б) : бюллетень. М., 1922, № 4, 4. (以下 IX кон.)
- (23) 搾油用種子と馬鈴薯を含めてライ麦単位に換算。
- (24) Поляков Ю. А. Переход к НЭПу и советское крестьянство. М., 1967, 312. 但し、当時の食糧カムパニアの総括論文では、1億8900万ブード余の数字を挙げている（Маркович Д. (НХ), 1922, № 2, 90-91.）。
- (25) СУ, 1921, № 38, ст. 204.
- (26) Маркович Д. (НХ), 1922, № 2, 92.
- (27) СССР.424. 因に、21年12月末の9回ソヴィエト大会でレーニンは現物税を含む穀物調達で1億4400万ブード、カーメネフは、食糧税で1億5000万ブードの調達が可能であると見た（IX съезд советов, 15, 57.）。
- (28) 製粉税とは、製粉所、挽割機、乾燥機から年間生産量に対し、1ブード当り2フントの割合で徴収された。これによる21年の徴収量は1064万ブード余であった（Поляков Ю. А. Указ. соч., 312.）。
- (29) 《Экономическая жизнь》, 13 апреля 1921.
- (30) Хинчук Л. (НХ), 1922, № 1, 5. このように少ない消費中央の穀物調達量について、「実際には、県ソユーズの調達量は著しく多いが、それらは調達は消費中央から隠匿し、様々な組織との取引に出す方を好んでいる」（Германов Л. 《Экономическая жизнь》, 6 сентября 1921.）とも言われた。
- (31) 《Экономическая жизнь》, 21 ноября 1921.
- (32) Натансон Гр. (СП), 1921, № 22, 8.
- (33) Хинчук Л. (НХ), 1922, № 1, 7.
- (34) Брандбургский Я. (СП), 1921, № 12-13, 16, 《Экономическая жизнь》, 14 апреля 1921.
- (35) (ПГ), 16 августа 1921.
- (36) 《Экономическая жизнь》, 4 октября 1921.
- (37) Там же. Швецов А. 《Экономическая жизнь》, 18 октября 1921. 括弧内は、前者の報道に依る。
- (38) (Беднота), 10 сентября 1921.しかしこれは21年10月5日の全口中央執行委でカーメネフが認めているように、農民にとっての新しい負担であり(I-IV сессии ВЦИК VIII созыва: стенографический отчет. М., 1922, 237.), 必ずしも馬鈴薯の供出量を増やす結果とはならなかった。例えば、モスクワ県では、カムパニアの最初の時期に馬鈴薯の交換率が引き上げられたため、農民は馬鈴薯の代わりにオート麦とライ麦を引き渡し、馬鈴薯は販売のために農民に残された、と、税カムパニアで総括された（(ПГ), 11 мая 1922.）。
- (39) (ПГ), 15 сентября 1921.

(40) 〈ПГ〉, 1 сентября 1921.

(41) 〈ПГ〉, 24 сентября 1921.

(42) Михайлов И. 〈Экономическая жизнь〉, 1 ноября 1921.

(43) 〈ПГ〉, 5 января 1922.

補遺：国家供給について

ここでは、赤軍の糧秣については割愛し、労働者の食糧供給に限定する。

「戦時共産主義」期には国家による中央集中的管理と現物経済への移行の状況の中で、国家は次第に住民への食糧供給を強化した。

1919年には国家供給の需給者は3500万以上、20年には3800万人に達した。⁽¹⁾ 21年まで労働者の食糧供給は、労働日数、生産条件、生産重要性、緊急性に依りて30の様々な基準があったが、21年初めに、多様な供給基準は単一基本基準と4カテゴリーから成る強化基準に替わった。供給食糧は、焼きパン、肉または魚、砂糖、油（獣脂）、野菜、塩、石鯪、コーヒー、マッチの9品目からなり、基本基準は労働者、職員、その家族に適用され、例えば焼きパンの月間量は30フント（約12キロ）で企業と施設の労働者と職員には1日1/4フント（約100グラム）のパンの上乗せがあった。パンの量はともかく、その他の供給は取るに足らないものであった。基本供給で、肉または魚は僅か月間4フント（1.6キロ）しかなかった。これと並んで強化供給基準 *усиленные нормы снабжения* があり、1カテゴリー＝ソフホース労働者、表層鉱山労働者、鉱業労働者、労働組合、ソヴィエト施設、地方施設の責任ある者、2カテゴリー＝地下鉱山労働者、3カテゴリー＝先山鉱山労働者、艦隊糧秣、模範企業労働者、学生、4カテゴリー＝泥炭採掘労働者に分けられ、各々焼きパンと肉または魚の月間供給量は、45と7.5フント、60と7.5、60と15、70と30フントであった。21年3－4月に約343万人余がこのような食糧供給を受け、うち14.9%が強化供給基準であった。⁽²⁾ 別の資料では21年の食糧配給は2700カロリーの基準で16品目からなり、そのうち50%以上がライ麦と馬鈴薯であったと言う。⁽³⁾ 割当徴発から現物税への交替で穀物調達量を少なくした国家は、1) 労働者自身に食糧調達させ、2) 労働者への供給計画を縮小することでこれに対応した。

労働者の国家供給の変遷に関してのみ簡単に触れることにする。

21年の新政策の実施と共に、先ず НКП はイヴァノヴォ＝ヴォズネセンクス、モスクワ等の中央ロシア16諸県とカレリア・コミューンの工業企業労働者の穀物供給計画を21年5月から8月まで25%、穀物300万ブード分を縮小することを決定した。それと同時に、突撃 *ударный* 企業労働者に先ず優先的に充足させることが指令された。そのため食糧が不足する場合には、県食糧委は食糧に代わり商品ファンドから一定の商品を当該労働者に引き渡すとされ、この際、商品交換の場合と同じく、食糧と商品との評価額は戦前の1：3とされた。即ち、以前は75カペイクであった穀物1ブードに対し、25カペイクの商品が支給されることになった。⁽⁶⁾

新政策の下で、工業に於いても生産性向上への措置が問題となり、ここでは従来の供給制度、即ち各労働者がその熟練度に係わりなく同じ食糧配給券を受け取るような制度は、労働強化の刺戟とならず、多くの熟練労働者は工場から小クリスターリに離れて行ったと言われた。⁽⁷⁾また労働者への商品支給の際にも、できるだけ協同組合を通じて集団的方法で **коллективным путем** 実施するための問題が、県食糧委、県ソユーズ、県労働組合評議会の合同会議で審議された。⁽⁸⁾こうして出された21年6月18日条例「若干の国家企業労働者と職員への集団供給について」は、「企業内の供給の均等性を廃止した」⁽⁹⁾供給方法の根本的変革であった。この条例により、当該企業の全従業員の前での個人供給は廃止され、各企業全体で、企業の労働者と職員に個人消費の食糧と工業生産物、並びに紙幣が賃金として支給された。この制度の特徴は、単に個人供給から集団供給に替わっただけでなく、生産への刺戟のために、一種の出来高払いが導入されたことである。ネップの原理の一つである生産原理が導入されたのである。即ち、月間生産プログラムを100%達成した場合にのみ月間指定量が完全に支払われ、プログラムの達成が低い場合には、それに応じて支払いは減じられた。⁽¹⁰⁾集団供給への移行は徐々に行われ、21年7月の6000人から11月には約40万に増加した。また金属工業での調査に依れば、この制度は生産性の向上に著しい効果を挙げた。同企業では戦前は9%であった欠勤率が21年7-8月には38%にまでなったが、9-10月には13%にまで回復した。労働生産性は戦前水準を100とすれば、集団供給の実施前で52、実施後で80にまで上昇した。⁽¹¹⁾

一般市民への国家供給に関しては、21年9月6日付条例により、A) 赤軍と海軍、B) 国家企業と施設、鉄道と水運の労働者と職員、B) 前項の勤労能力の無い家族、Г) 国家社会保障に関わる人々を除き、残りの住民総てが国家支給から解除され、⁽¹²⁾その結果国家供給の受給者はこの条例が施行される10月以後は800万に減少することになった。こうして大戦期に幾つかの都市で実施され、17年4月29日付臨時政府農相指令によりザカフカージェとトルケスタンを除く全都市に導入され、十月革命後もソヴィエト政権が受け継いで来た都市住民への配給制度は、21年11月1日以降は全土で廃止された。⁽¹³⁾

以上の供給制度の変化は当然にも21年夏以後の市場=貨幣関係の展開に対応するものであった。B. A. ツイプーリスキイが指摘するように、国家供給から解除された消費者は食糧や必需品の市場での購入を増加させ、これはクスターリやその他の生産者の貨幣賃金を産みだし、⁽¹⁴⁾21年の貨幣市場を促す一因となった。

その後は「ソヴィエト権力は出来るだけ[現物]税負担を少なくしよう」とし、国家企業と施設での人員の削減と彼らの国家供給からの解除に向けての措置が採られた。⁽¹⁵⁾22年末には、財務人民委員部は財政状態と定員過剰のため、ソヴィエト施設の人員の25%削除についての報告を行っている。⁽¹⁶⁾この時期は農村市場で貨幣が定着し、食糧税は貨幣でこそ納入されなかったが、それに替わる穀物債券での納税が認められ、現物での穀物徴収が困難に陥っていたときであった。23年にはソヴィエト職員は専ら貨幣賃金を受け取り、鉄道従業員と通信人民委員部職員だ

けが配給券を受け取っていたが、賃金に占める割合は僅か数%に過ぎず、⁽¹⁷⁾事実上23年までで国家食糧供給はその幕を閉じた。そして24年1月1日以後、法的に現物税としての食糧税の徴収が停止されたのである。⁽¹⁸⁾

- (1) Рубинштейн Г. Л. Развитие внутренней торговли в СССР. Л., 1964, 123. Сокольников Г. Я. Финансовая политика революции, т. 2, М., 1926, 123.
- (2) Маркович Д. (НХ), 1922, № 2, 92. (Экономическая жизнь), 13 апреля 1921.
- (3) ロシア人は概してこの時期多くのカロリーを摂取しており、男子中労働者で2500、重労働者で3600カロリーが必要とされた (Большаков А. М. Деревня 1917-1927. М., 1927, 450.)。А. В. Чаяр-Новаの戦前の家計調査に依れば成人一人当り3807カロリーが必要とされていたが (Состояние питания сельского населения СССР 1920-1924 гг. М., 1928, 53.), 既に20年1月のトゥーラ、ヴォログダ、モスクワ県等の農民は3387カロリー (戦前の90%) を摂取しており、概して都市労働者より農民の食糧事情は良好であったと言える (Кабанов Б. Б. Указ. соч., 212-13)。
- (4) Филиппова Н. (Экономическая жизнь), 28 декабря 1921.
- (5) Шуб Г. (Экономическая жизнь). 19 ноября 1921.
- (6) (Известия ВЦИК), 29 мая 1921.
- (7) Маркович Д. (НХ), 1922, № 2, 93.
- (8) (Известия ВЦИК), 29 мая 1921.
- (9) Рубинштейн Г. Л. Указ. соч., 155.
- (10) (ПГ), 19 июня 1921.
- (11) Маркович Д. (НХ), 1922, № 2, 95.
- (12) (ПГ), 8 сентября 1921.
- (13) Рубинштейн Г. Л. Указ. соч., 156.
- (14) Цыбульский В. А. (Вопросы истории), 1965, № 10, 52.
- (15) (Беднота), 26 июля 1922.
- (16) (Беднота), 10 декабря 1922.
- (17) Сокольников Г. Я. Указ. соч., 123.
- (18) СУ, 1924, № 16, ст. 158.

3) 商品交換崩壊の原因

どのようにして商品交換が崩壊したかについて次に検討しよう。

1) 凶作

21年は未曾有の凶作であり、前年の穀物総収穫20億8000万ブード余に比べても、僅か16億9000万ブードでしかなかった。⁽¹⁾21年末の9回ソヴィエト大会で農業の復興に関して報告した Н. Ошинスキーは、21年の播種面積について、飢饉県では昨年に比べ1/4の減少があるが、幾らかの増加傾向もあるとして楽観的であった。しかし、地方からの代議員の報告はより深刻であった。サラトフ県の代議員は、南東地区の21年の播種面積は同地区の農業面積の10%以下であり、16年に比べて播種面積は40%以下であり、特に家畜数は減少し経営世帯当り0.04頭しかない、

報告した。⁽²⁾クリミアからの代表は、オシンスキーは凶作地帯で播種面積の1/3が播種されるであろうと指摘したが、クリミアは更に悪く、種子不足のため秋蒔区画の13%に播種出来ただけであった、と報告した。⁽³⁾同大会で飢饉との闘争に関する委員会議長カーニンは約2200万人が飢饉を蒙っていると述べた。⁽⁴⁾飢饉の状況は各地から報じられていた。

サラトフ県では、飢饉のため危機的状況にあり、多くの都市ではパンのみならず、その代用品さえもなく、農村は更に厳しい状況にあった。⁽⁵⁾チェレポヴェツ県では、収穫は僅かで、多くの地区で飢えた住民はまだ完熟していないライ麦を食していた。⁽⁶⁾オレンブルグ県では、凶作のため、住民、家族、郷全体が穀物地区に移動するという現象さえみられた。⁽⁷⁾

このような飢饉は、勿論エカチェリンプルグ県から伝えられるように、農民の農産物余剰をなくし、当然にも商品交換を展開させなかった。⁽⁸⁾その外、クルスク県では、20年の凶作のため飢饉の状態にあり、21年4-6月で総ての穀物貯蔵が消尽され、この短期間で3人の食糧コミサルと食糧参事の殆ど総てが更送され、県の食糧機関は完全に崩壊していた。⁽⁹⁾しかしここでの飢饉のより大きな影響は、住民が必要な穀物を獲得するために、かつぎ屋=私的市場に依拠せざるをえなくなったことである。シムビリスク県では、凶作と飢饉の影響で市場は非常に不安定で、幾つかの郡では穀物市場はかつぎ屋に依存して現地の穀物供給を充し、住民の購売力は殆んど専ら穀物の獲得に向けられている、と報じられた。⁽¹⁰⁾チュヴァシ州では、凶作のため塩と石油と交換するか、貨幣で販売するライ麦を持った大量のかつぎ屋が大挙して州に押し寄せたが、州ソユーズの取引は商品と貨幣の不足のため僅かであり、州ソユーズは飢えた住民への唯一の供給者 поставщик である私的商人と競合する能力がなかった、と伝えられた。⁽¹¹⁾飢饉は、結果的には、農民のかつぎ屋と自由市場への依存度を高めさせたのであった。

しかし、商品交換による穀物調達に限れば、勿論21年の凶作の影響を無視することは出来ないとしても、21年11月1日現在で、国家商品交換による穀物=飼料の達成率は13%であり、そのうち、ヨーロッパ=ロシアの穀物調達量の1/4を占める飢饉県での達成率が15%であったことを勘案すれば、⁽¹²⁾この影響を過大評価するのもまた誤りであろう。

(1) CCC. 131.

(2) 最近の研究に依れば、同県での22年の死亡率は、これに関連して、150パーミリであった (Medvedev Z. A. Soviet agriculture. N. Y., London, 1987, 41.)。

(3) IX съезд съезд советов, 98. 110, 112, 137.

(4) Там же, 25.

(5) (ПГ), 6 августа 1921.

(6) (Экономическая жизнь), 2 сентября 1921.

(7) (СП). 1921, № 16-17, 13.

(8) Киреевский, (СП), 1921, № 16-17, 9.

(9) (ПГ), 9 мая 1922.

(10) 〈ПГ〉, 25 октября 1921.

(11) 〈ПГ〉, 24 ноября 1921.

(12) Натансон Гр. 〈СП〉, № 22, 1921, 8.

2) 協同組合の欠陥

商品交換の崩壊の組織的=構造的原因の最大は、商品交換の事実上の実行機関である協同組合に関するものであった。以下その問題点を逐次検討する。

A) 協同組合網

21年当時の消費協同組合機関網について公式には、98の県ソユーズ、704の地区支部、9977の多売店組合、1500の特別商品交換所と調達事務所、全部で12000組織があったとされる。⁽¹⁾

だがこれら機関は数的には充分でありながら、官僚主義的で、弾力性がなく、商業機関としては不十分であった。⁽²⁾協同組合の指導者ヒンチューク自身、9回ソヴィエト大会で、総ての協同組合組織網が活動に適しているとは限らない、と報告している。⁽³⁾

概して農村組合は不活発であった。21年11月の第4回消費中央評議会定期会議で引用されたアンケート資料に依れば、「決して全部の消費組合網が商品交換と調達に参加している訳ではない」とか、幾つかの県ソユーズは「農村消費組合の直接の参加無しで」商品交換と調達を実施している有様であった。ツァリーツィンからは、「事実上、協同組合小売店は全く活動していない。村協同組合の活動は取るに足りない」。この外、サマラ等の多くの県経済会議から協同組合への不信感が報告された。⁽⁴⁾ウラジーミル県の某郡から21年末の協同組合の状態について、郡では協同組合は僅かしか建設されていない、消費協同組合は解体されている、新経済政策まで協同組合が置かれていた状態はそれへの農民のあらゆる信仰を粉碎し、それを清算しようとする志向がみられる、と報じられた。⁽⁵⁾

農民が穀物と交換に商品と手に入れる交換所については、都市では例えば、ヴィヤトカでは ЕПО (単一消費組合) により、レーニン通りにある Парернова ドームで商品交換小売店が開設され、小売店には、大鎌の止め金 бабка, 婦人、子供用覆物の裁断片、織物、小間物、肩掛け、ズボン吊り、長靴下、靴下、ボタン、留め針等が置かれ、そこでは主任が交換条件についてのあらゆる照会に応じていたような、⁽⁶⁾幾つかの交換所が設けられていたが、農村では交換所の数は少なかった。⁽⁷⁾ペンザ県では、5月中に、県ソユーズにより地区倉庫のある箇所の一つづつ、合計18箇所の商品交換所が開設されただけであった。⁽⁸⁾オリョール県では、出来るだけ鉄道近くに設置された30箇所の補助交換所 подсобный пункт と村 ЕПО とで商品交換が行われた。⁽⁹⁾プスコフ県では、県ソユーズが県食糧委に統合され、県ソユーズは商品交換に関する機関を持っていなかった。⁽¹⁰⁾また調達事務所は郡に3、4箇所しかなく、⁽¹¹⁾通常、生産者から何十ヴェルタスも離れており、このため国家商品交換は全くの虚構 фикция になっていた。⁽¹²⁾従って、調達事務所の活動は必然的に私的仲介人に頼らざるを得なくなり、彼らの活動に「窃盜の手数料」

を支払っていた。⁽¹³⁾

比較的協同組合網の密であったイヴァノヴォ=ヴォズネセンスク県を例に採れば、県内には634の支部を持つ84の多売店消費組合があり、各郷に平均6支部があり、都市以外に支部は村と村落（セレーニエ）に配置され、幾つかの村落に供給していた。各支部は平均1000人をカバーしていた。また都市では質屋 ломбард に似た交換小売店 обменные лавки が設けられ、そこには喫茶店、食堂、ビュッフェが併設され、委託手数料で物が受け取られていた。しかしここでは資金不足が協同組合の活動を大きく妨げていた。⁽¹⁴⁾そのため、一連の工場の消費協同組合の小売分配所が閉鎖された。⁽¹⁵⁾

こうして、21年の商品交換機関の活動については、協同組合の側からも「協同組合機関は商品交換の機能に僅かしか役に立たなかった。…定期市、遠征隊、貨車=小売店、交換所、これらが総て商品交換機関として試みられたが、特別な成果はなかった。商品交換は村 ЕПО と常設商品交換所を基礎としていたが、ЕПО と消費組合の50%のみが多少とも十全に機能したが、残りは活動しないままであった」と総括されたのであった。⁽¹⁶⁾

- (1) Хинчук Л. <СП>, 1921, № 25-26, 3. 彼は9回ソヴィエト大会でも同じ数字を挙げて報告した (IX съезд советов. 160)。また、Б. Д. Удинцев はネッブ初期の総括論文集、На новых путях, вып. 1, М., の中で同じ数字を引用しているが、農村多売店の数は9430と異なる。ヒンチュークは11回党協議会では、92県ソユーズ、680地区支部の数字を挙げている (XI кон. № 4, 1)。別の資料では、99県ソユーズ、688地区支部、25246商品交換所の数字や (Абрамов А. <Экономическая жизнь>, 12 октября 1921.), 90県ソユーズ、680支部、18000の消費組合、5万の商品交換所の数字 (<Экономическая жизнь>, 21 декабря 1921.) 等がある。
- (2) Витефस्क, ИВАНОВО=ВОЗНЕСЕНСКОГО уезда 例では、ほぼ10郷に1地区支部、1郷に1多売店組合があった (Саров К. <СП>. 1921, № 5-6, 9, С. П. <СП>, 1921, № 16-17, 8.)。
- (3) IX съезд советов. 160.
- (4) Удинцев Б. Д. Указ статья, 147.
- (5) <Беднота>, 1 января 1922.
- (6) <Беднота>, 12 июня 1921,
- (7) このような常設の交換所その他、ヴォルガ沿いに、更紗、畝織物、帽子、小間物、ミネラル水、マッチ、茶碗、スプーン、窓ガラスなどを積んだ小売船 лавок = баржа や小売貨物車 лавок = вагон が農民との交換所として活動していた (サマラ県の例, <СП>, 1921, No. 10-11, 21-22., ヴィヤトカ県の例, <Беднота>, 1 апреля, 1921., サラトフ県の例, <Экономическая жизнь>, 4 апреля 1921., シベリアの例, <Экономическая жизнь>, 18 сентября 1921.)。
- (8) К. П. <СП>, 1921, № 12-13, 17.
- (9) <ПГ>, 25 октября 1921.
- (10) <ПГ>, 30 августа 1921.
- (11) 例えば、Витефस्क県では商品交換所は1郡当り21箇所から1箇所まで様々であった (Ильинский А. <СП>, 1921, № 12-13, 20.)。
- (12) Абрамов А. Указ статья.

- (13) 私的仲介人による商品交換は合法的で、委託報酬料は調達された商品価格の15%と定められている
(《Беднота》, 19 августа 1921.)。
- (14) С. П. (СП), 1921, № 16-17, 8.
- (15) Ширман М. (НХ), 1921, № 10, 155.
- (16) Поддубовский А. (СП), 1921, № 25-26, 8.9 ソ大会に向けて。

Б) 資 金

協同組合活動の最大の障碍の一つは資金の問題であった。

元々、十月革命まで協同組合の資金は脆弱であり、21年当時にも加入金、組合費、利潤の如何なる資本もなく、自己資金をまだ創り出すことが出来ず、組織的支出さえ捻出出来ないほどであった。⁽¹⁾このため、地方の協同組合から、紙幣が無い、流通資金と組織上の維持費を補填する資金が無い、そのために地区支部が閉鎖されて、調達が頓挫しているとの文字通りの泣き言が入っている。「国家商品交換に関する協同組合の活動で、最も大きな障碍の一つは、商品または資金の不足か全くの欠如である」⁽²⁾と言われた。8月にプスコフ県から資金の不足が調達業務を妨げていると、⁽³⁾10月にはベンザ県から協同組合の貨幣ファンドが無いため調達は僅かしか進捗しなかったと報じられた。⁽⁴⁾

そして協同組合にとって特に厳しい資金不足は、次の2点により拍車を駆けられた。先ず第一は、国家機関からの協同組合の独立であった。7月26日付の協同組合の資金に関する条例で、貨幣、現物形態での協同組合の資金が詳細に規定されたが、同時に、協同組合の組織的支出への扶助金が9月1日から停止されることになった。⁽⁵⁾そして、決定的な転機は、10月26日付条例で、これにより協同組合は他の機関との競争関係に置かれ、これまでの独占的地位を失った。ヴラジーミル地区協同組合全権委員集会では、協同組合の「解放」の時 [10月26日条例を指す=引用者]、協同組合に穀物調達が委ねられたが、貨幣が無いため11月まで殆ど何も引き渡されなかった、と21年の穀物調達が総括された。⁽⁶⁾

第二の理由は、後に触れるように自由市場の展開により、協同組合も紙幣による調達を余儀なくされたことである。協同組合は市場で私的商業と競争しなければならなくなった。この間の事情を、ある協同組合活動家は次のように説明している。「商品交換業務の障碍の中で、先ず第一に、自由市場とあらゆる種類のかつぎ屋行為との競争に対する中央、特に地方の協同組合の完全な準備不足を指摘しなければならない。…至るところで農民は、穀物、その他の生産物との交換では商品を受け取らず、貨幣を要求している。この一見予測外れの状況は、以下で説明される。貨幣の便利さと利点は、農民にとって都市商品を手に入れるのが殆ど不可能な、私的交換の禁止という以前の状況ではそれほどはっきりしたものではなかった。私的自由交換の認可により、交換の貨幣形態が、農民にとっても協同組合にとっても望ましいものになった」と。⁽⁷⁾サラトフ県では、既に8月に県ソユーズは紙幣と商品交換制度による調達を実施していた。⁽⁸⁾こうして協同組合は農産物調達の資金の不足に悩まされていたのである。

「協同組合連合の調達組合は紙幣不足のため著しい障碍にあっている。原料生産物を専ら紙幣で受け取ることしか出来ない飢饉県では、紙幣の必要性はとりわけ切実に感じられる。だがその他の諸県でも事態はそれほど良いわけではない。オレンブルグとチュメニ県では、県ソユーズの情報によれば、農村住民は商品交換を全く拒否し、農産物に対し貨幣のみを請求している。ここでは、農民は以前よりも安く、例えば、半年前より1/2から1/3安い価格で商品を提供している…」⁽⁹⁾。このような中央の認識を裏付けるような協同組合の資金不足に関する報告は各地方から多数寄せられた。

シベリアでは、油の自由交換が認められた7月に既に協同組合の紙幣不足が感じられていた。⁽¹⁰⁾ スモレンクス県ソユーズは、10億ルーブリ以上を必要としていたが、現有の資金は7000ルーブリだけであった。⁽¹¹⁾ ノヴゴロド県ソユーズでは、貨幣不足のため、現地の腸詰工場の活動が完全に停止した。リャザン県ソユーズは、貨幣が無いため、干草の調達を完全に停止した。⁽¹²⁾ ウファール県ソユーズは葱、その他の生産物の調達のために20億ルーブリの緊急の送付を要求した。ヴィヤトカ県ソユーズは紙幣不足のため、肉の調達が出来なかった。⁽¹³⁾ ヴィテフスク県の幾つかの市 ЕПО は、2カ月間職員に給料が支払えなかった。⁽¹⁴⁾ 特に飢饉地区では調達は貨幣でのみ可能であったが、協同組合は21年10月末までに国家商品交換用に100万ルーブリを受け取っただけであった。⁽¹⁵⁾

イヴァノヴォ=ヴォズネSENSク県から伝えられるように、商品交換の成功は協同組合の流通資金の現有に係わっていたが、⁽¹⁶⁾ その絶対的不足は協同組合の活動に決定的影響を及ぼした。⁽¹⁸⁾

こうして、元々資金が僅少であった協同組合は商品交換の実施と共に紙幣不足が切実なものとなり、自己の組合員用供給 самообслуживание⁽¹⁷⁾にも不足する有様で、ミンスク、ゴメリ、ブリャン県ソユーズは財政状態が極めて苦しいために、県ソユーズは幾らかの商品の販売を余儀なくされていた。⁽¹⁸⁾ ソ連の優れた経済史家の一人 В. П. ドミトレンコは、地方の協同組合は国家からの商品フォンドを貨幣取引に出し、しばしば投機的利益を追求していたとして当時の協同組合活動を非難しているが、⁽¹⁹⁾ それにはこのような協同組合の深刻な貨幣不足と農民の貨幣取引への志向を考慮に入れなければならないだろう。後に触れるように、特に秋以後、「日毎に貨幣の激しい不足がより強く感じられている。国家は紙幣の発行を減少させ、その減価を止めようと努めている一方で、紙幣の需要が雪だるまのように成長しつつある」⁽²⁰⁾ 状況がみられたので、この傾向が一層強められた。事実、ヴォロネジ県では、農民間の貨幣で購入したいとする要求のため、県ソユーズは商品を販売して売り上げた貨幣で農民から生産物を買っていた。⁽²¹⁾

要するに、協同組合の物質的財源は十月革命以前より更に貧困で、その財政状態は破滅的であるとさえ言われた。⁽²²⁾

(1) Кантор М. (СП), 1921, № 16-17, 4.

(2) (Экономическая жизнь), 13 сентября 1921.

- (3) 〈ПГ〉, 30 августа 1921.
- (4) 〈ПГ〉, 25 октября 1921.
- (5) СУ, 1921. № 58, ст. 382. 本条例の中で協同組合の資金形成の一つとして、国家義務遂行に対する委託手数料が挙げられ、ここではそのパーセントは規定されていないが、アストラハン県の例では県ソユーズは商品フオンドに支払う価格の10%を受け取っていた(〈ПГ〉, 1 ноября 1921.)。
- (6) 〈Беднота〉, 22 марта 1922.
- (7) Некрасов Н. 〈СП〉, 1921, № 16-17, 5.
- (8) 〈Беднота〉, 18 августа 1921.
- (9) Ширман М. 〈НХ〉, 1921, № 10, 155.
- (10) 〈Экономическая жизнь〉, 5 июля 1921.
- (11) 〈Экономическая жизнь〉, 19 июля 1921.
- (12) 〈Экономическая жизнь〉, 13 октября 1921.
- (13) 〈Экономическая жизнь〉, 1 ноября 1921.
- (14) Кожанова Д. 〈СП〉, 1921, № 14-15, 32.
- (15) 〈Экономическая жизнь〉, 21 декабря 1921.
- (16) 〈ПГ〉, 25 октября 1921.
- (17) 〈Экономическая жизнь〉, 21 декабря 1921.
- (18) А-чук, 〈СП〉, 1921, № 16-17, 11.
- (19) Дмитренко В. П. Торговая политика советского государства после пехода непу (1921-1924 гг). М., 1971, 61.
- (20) Грандов М. 〈Беднота〉, 25 октября 1921.
- (21) 〈ПГ〉, 24 ноября 1921.
- (22) Ширман М, 〈НХ〉, 1921, № 10, 155.

В) 組 織

一方、こうした協同組合の厳しい環境の中で協同組合の活動家の数は増え続け、21年末には欧露42県で20.8万人の職員と1.7万人の労働者を数えていた。そしてこれが協同組合内での諸経費の増大をもたらし、人件費は取引額の13.5%を占め、経済計算制の下ではそれは協同組合価格の高騰を招き、市場でかつぎ屋との競合に敗れる一因となった。⁽¹⁾ 下級活動家の増大に対し、指導者 **инструктор** 数は21年11月で48県ソユーズに1265人を数えるにすぎず、その党派構成も40~80%が無党派であった。⁽²⁾ 従って、ミンスク、ゴメリ、ブリャン、チェレポヴェツ県から報じられるように、協同組合では下級職員が肥大する一方で、専門職の不足が目立った。⁽³⁾ チェレポヴェツ県では、6支部を持つ県ソユーズは経験ある技術活動家の不足のため脆弱であり、県労働組合から3人の活動家を動員して県食糧委の商品交換部が組織された。⁽⁴⁾ ニジェゴロド県では商品交換業務の技術員の欠如のため、幾つかの地区支部は調達所を開設したものの、10月中は商品交換に着手することが出来なかった。⁽⁵⁾ またシムピリスク県で見られたように、飢饉のため熟練活動家が県外へ出向いてしまった場合もあった。⁽⁶⁾

このため、県・郡経済会議の多くが一致して商品交換崩壊の原因を協同組合の脆弱さ、準備

不足に見た。

協同組合の活動家は協同組合の活動についても、商業一般についても何の理解もない。協同組合の活動を指導すべき県ソユーズは死んでおり мертвый, 官僚主義的であり, その支部との関係が確立していない。農村や消費者との関係は言うまでもない。協同組合には創意, 商業的才気煥発 торговая изобретательность, 機動性が無い。

仕事はお役所式で遅く, それ故, 商品配送が遅滞し, 商品取引が遅く, 季節商品の需要を考慮していない。例えば, 鎌と大鎌はしかるべき畑作業の終了後に協同組合小売店で販売され, 石油は夏に。協同組合は市場の予備研究無しに商品交換に着手した。活動はここでも盲滅法 втемную⁽⁷⁾ に行われた。

このような総括がこの時期の協同組合活動を的確に表現している。

以上検討したように, 21年の協同組合組織は商品交換を遂行するには, 質的にも, 量的にも充分でなかったことは事実であるとしても, НКП を初めとする国家機関との関係は協同組合の商品交換活動を一層困難なものにしていた。

- (1) Хинчук Л. (СП), 1921, № 25-26, 4.
- (2) Макерова Н. Я. (СП), 1921, № 25-26, 7.
- (3) А-чук. (СП), 1921, № 16-17, 11.
- (4) (ПГ), 25 октября и 15 ноября 1921.
- (5) (ПГ), 15 ноября 1921.
- (6) (ПГ), 25 октября 1921.
- (7) (Экономическая жизнь), 21 декабря 1921.

(次号に続く)